青警本交企第825号 青警本運免第1172号 平成27年3月31日

各 所 属 長 殿

青森県警察本部長

運転免許自主返納者支援事業実施要領の制定について

運転免許自主返納者支援事業については、これまで「申請による運転免許の取消しを受けた高齢者等に対する支援の推進について」(平成24年1月18日付け青警本交企第43号、青警本運免第48号。以下「旧通達」という。)により運用してきたところであるが、このたび、別添の「運転免許自主返納者支援事業実施要領」を制定し、平成27年4月1日から運用することとしたので、所属職員に周知徹底し、適正な運用に努められたい。

なお、本通達の実施に伴い、旧通達は廃止する。

担当 交通企画課高齢者交通安全対策室

運転免許自主返納者支援事業実施要領

第1 趣旨

この要領は、高齢運転者の交通事故防止の一環として実施する「運転免許自主返納者支援事業」に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 事業目的

運転に不安を抱えているものの、個々の事情により運転せざるを得ない 高齢者、身体に障害を有する者等(以下「高齢者等」という。)が、車両 を運転しなくても暮らしやすい社会環境を整備することにより、高齢者等 による交通事故の抑止を図ることを目的とする。

第3 事業内容

申請による運転免許の全部取消しを受けた者(以下「自主返納者」という。)に対し、料金割引サービス等の生活支援を提供する民間企業や自治体を募集し、本事業の目的に賛同して参画した民間企業や自治体を「運転免許自主返納者支援協賛店」(以下「支援協賛店」という。)と位置付け、支援協賛店が自主返納者に対する生活支援を提供することにより、地域全体で自主返納者を支える社会を構築し、運転免許を返納した後の負担軽減を図り、高齢者等が運転免許を自主返納しやすい環境を整備する。

第4 事務等に関する事項

1 事務局

青森県警察本部交通部交通企画課高齢者交通安全対策室(以下「事務局」という。)に置く。

2 窓口

各警察署の交通第一課又は交通課(以下「交通課等」という。)とする。

第5 実施要領

1 支援の方法等

支援協賛店が行う支援方法等は次のとおりである。

(1) 支援方法

支援協賛店は、自主返納者から運転経歴証明書の提示を受けた場合は、 独自に定めた支援を行うものとする。

(2) 支援対象者

自主返納者で運転経歴証明書の交付を受けている者すべてを対象とする。ただし、支援協賛店が支援の条件として年齢制限を設ける場合は、これを妨げない。

- 2 支援協賛店の募集
- (1) 募集活動

事務局及び交通課等は、各種警察活動において支援協賛店の募集活動を推進するものとする。

(2) 支援内容の決定に関する留意事項

支援内容については、支援協賛店が自由に決定するものとする。

なお、行政機関が事業者に対し、具体的な支援価格や割引率を示すことは行政指導ととらえられる場合もあることから、募集活動に当たっては、具体的な支援価格等を示すことがないよう留意すること。

(3) 暴力団排除に関する留意事項

青森県暴力団排除条例の基本理念に則り、本事業に暴力団関連企業を 関与させないものとする。

また、本事業参加後に暴力団との関連が判明した場合は、支援協賛店から離脱させる等の必要な措置をとるものとする。

- 3 支援協賛店の受理
- (1) 「運転免許自主返納者支援協賛店参加申込書」の受理

本事業に賛同する支援企業を認知した場合は、同支援企業に対して別紙「運転免許自主返納者支援事業への参加に関する確認事項」(以下「確認事項」という。)の内容を説明した上でこれを交付し、確認事項について支援企業から同意を得た上で、別記様式第1「運転免許自主返納者支援協賛店参加申込書」を受理するものとする。

(2) 支店や系列店がある場合

支援企業に支店、系列店があり、1つの企業で支援協賛店が複数となる場合は、別記様式第2「支店・系列店一覧表」を受理し、別記様式第1に添付するものとする。

(3) 複数の市町村で支援が提供される場合

タクシー、バスなどの運送業者、食材配達等の宅配サービス業者など、 複数の市町村で支援を受けることができる場合は、営業地域や配達地域 を明らかにするため、別記様式第3「営業・配達地域一覧表」を受理し、 別記様式第1に添付するものとする。

(4) 受理した書類の送付

別記様式第1及び別記様式第2、第3を受理した場合は、速やかに事務局に送付するものとする。

- 4 「運転免許自主返納者支援協賛店ステッカー」等の交付
- (1) 「運転免許自主返納者支援協賛店ステッカー」の交付

支援協賛店には、「運転免許自主返納者支援協賛店ステッカー」(以下「支援協賛店ステッカー」という。)を交付し、店舗出入口や会計場所等の利用者の目につきやすい場所に掲示するよう依頼するものとする。

(2) 「運転免許自主返納者支援タクシーステッカー」の交付

タクシー事業所の参加を受理した場合は、「支援協賛店ステッカー」のほか、タクシー事業所のタクシー所有台数分の「運転免許自主返納者支援タクシーステッカー」を交付し、タクシー後部左側窓等の乗客から見えやすい位置に掲示するよう依頼するものとする。

(3) ステッカーの交付方法

交通課等から送付される書類を事務局で受理した後、事務局から交通 課等にステッカーを送付し、交通課等から支援協賛店に手交するものと する。

- 5 「運転免許自主返納者支援協賛店一覧表」への掲載
- (1) 「支援協賛店一覧表」への掲載

支援協賛店の同意を得た上で、支援協賛店名、支援内容及び支援協賛店の連絡先を事務局が作成する「運転免許自主返納者支援協賛店一覧表」 (以下「支援協賛店一覧表」という。)に掲載するものとする。

(2) 支援協賛店の写真、ロゴマークの使用

支援協賛店の希望により、「支援協賛店一覧表」に支援協賛店の写真、 企業名ロゴマーク等を掲載できるものとする。

この場合において、掲載する写真や企業名ロゴマーク等のデータについては、支援協賛店から提供を受けるものとする。

なお、掲載する写真は、支援協賛店の店舗外観や店舗内、支援に使用する車両、その他支援内容に関連する内容のものとする。

(3) 写真等の変更又は中止

交通課等が支援協賛店から「支援協賛店一覧表」に掲載している写真 や企業名ロゴマーク等の変更又は掲載の中止を求められたときは、その 旨を事務局に報告するものとし、報告を受けた事務局は、その連絡を受 けた日以降に発行する「支援協賛店一覧表」において、写真等の変更又 は掲載中止を行うものとする。

6 支援内容等の変更

支援協賛店から、支援内容及び連絡担当者等変更の申出を受理した場合は、別記様式第4「支援内容等変更申込書」を支援協賛店から受理し、事務局に送付するものとする。

7 支援協賛店からの脱退

支援協賛店から、本事業脱退の申出を受理した場合は、事務局にその旨を電話報告するものとする。

第6 事業広報

- 1 免許窓口における広報
- (1) 「支援協賛店一覧表」の備付け及び配布

免許窓口に「支援協賛店一覧表」を備付けておき、免許窓口において 運転免許を自主返納した者やその家族に対し、本事業の趣旨を説明した 上で、「支援協賛店一覧表」を配付するものとする。

「支援協賛店一覧表」については、事務局が予算の範囲内で交通課等 及び運転免許課に送付するものとする。

(2) 免許窓口等におけるポスター等の掲示

免許窓口や待合室等に本事業に関するポスター、チラシ等を掲示し、 本事業の周知を図るものとする。

2 各種会合、交通安全教室等における広報

関係機関、団体との会合、高齢者対象の交通安全教室等において、「支援協賛店一覧表」や本事業に関するチラシ等を配付する等の広報活動を実施し、本事業の周知を図るものとする。

3 県警ホームページの登載

事務局は、「支援協賛店一覧表」を県警ホームページに登載し、本事業の 周知を図るものとする。

運転免許自主返納者支援事業への参加に関する確認事項

第1 目的

本事業は、高齢や身体の障害等の理由により、運転に不安を抱えているものの、個々の事情により運転せざるを得ない高齢者等に対して、民間企業や自治体が料金割引、宅配サービス、公共交通利用に対する助成等の生活支援を提供し、高齢者等自らが車両を運転しなくても生活できる社会環境を整備することによって、高齢運転者による交通事故の抑止を図ることを目的とする。

第2 連絡担当者の配置

本事業に関する青森県警察の事務局は、青森県警察本部交通部交通企画課高齢者交通安全対策室、窓口は支援協賛店が本拠を置く所在地を管轄する警察署の交通(第一)課とし、支援協賛店には本事業に関する連絡担当者を置くものとする。

第3 事業内容

本事業の目的に賛同し、運転免許を自主的に返納した者(以下「自主返納者」という。) に対する料金割引サービス等の生活支援を提供する民間企業及び自治体を「運転免許自主返納者支援協賛店」(以下「支援協賛店」という。」)とし、支援協賛店は独自に定めた支援を自主返納者に提供するものとする。

第4 支援対象者

自主返納者で運転経歴証明書を提示した者とし、年齢は問わないものとする。ただし、支援協賛店の判断により、支援対象者の年齢制限を設けることは妨げない。

第5 支援内容

支援協賛店が独自に決定するものとする。

第6 支援協賛店への参加手続き

1 申込方法

本事業の目的に賛同して支援協賛店への参加を希望する企業又は自治体は、本確認事項に 同意した上で、「運転免許自主返納者支援協賛店参加申込書」(以下「申込書」という。)を 作成し、提出するものとする。

2 留意事項

- (1) 青森県暴力団排除条例の基本理念に則り、本事業に暴力団及び暴力団関連企業等は参加できないものとする。
- (2) 支援内容が本事業の趣旨にそぐわないと認められる場合、またはその他支援協賛店として適当でないと認められる場合は参加できないものとする。

第7 ステッカー等の交付及び掲示

- 1 ステッカーの交付
- (1) 青森県警察は、支援協賛店に「運転免許自主返納者支援協賛店ステッカー」(以下「支援協賛店ステッカー」という。)を交付するものとする。
- (2) 青森県警察は、タクシー事業者が支援協賛店に参加した場合については、「支援協賛店 ステッカー」のほか「運転免許自主返納者支援タクシーステッカー」(以下「支援タクシー ステッカー」という。)を交付するものとする。
- 2 ステッカーの掲示

支援協賛店は、青森県警察が交付した「支援協賛店ステッカー」を店舗出入口や会計場所等の利用者の目につきやすい場所に掲示し、「支援タクシーステッカー」は、タクシー後部左側窓等の乗客から見えやすい位置に掲示するものとする。

第8 運転免許自主返納者支援協賛店一覧表

1 運転免許自主返納者支援協賛店一覧表の作成

青森県警察は、支援協賛店を紹介する「運転免許自主返納者支援協賛店一覧表」(以下「支援協賛店一覧表」という。)を作成し、「支援協賛店一覧表」に支援協賛店名、支援内容及び支援協賛店の連絡先等を掲載するものとする。

2 支援協賛店の写真、ロゴマークの使用

支援協賛店は、希望により「支援協賛店一覧表」に支援協賛店の写真、企業名ロゴマーク等(以下「写真等」という。)を掲載できるものとする。

3 写真等の提供

「支援協賛店一覧表」への写真等の掲載を希望する支援協賛店は、青森県警察に対し、掲載を希望する写真等のデジタルデータを提供するものとする。

4 写真の使用基準

掲載する写真は、支援協賛店の店舗外観や店舗内、支援に使用する車両、その他支援内容に関連する内容のものとする。

5 写真等の変更又は中止

「支援協賛店一覧表」に掲載している写真等の変更又は掲載中止を希望するときは、その旨を支援協賛店が本拠を置く所在地を管轄する警察署の交通(第一)課に連絡するものとし、青森県警察は、その連絡を受けた日以降に発行する「支援協賛店一覧表」において、写真等の変更又は掲載中止を行うものとする。

6 「支援協賛店一覧表」作成に関する費用負担

全て青森県警察が負担することとし、支援協賛店への広告費等の一切の費用負担を求めないものとする。

7 秘密の保持

青森県警察は、支援協賛店から提供を受けた写真等を「支援協賛店一覧表」への掲載以外の目的で使用してはならないものとする。

第9 支援内容等の変更

支援協賛店が支援内容等を変更しようとするときは、「支援内容等変更申込書」を青森県 警察に提出することとし、自主返納者に混乱を与えないよう配慮するものとする。

第10 脱退

支援協賛店が本事業の脱退を申し出たときや支援協賛店としてふさわしくない事情が発生したときは、支援協賛店と青森県警察が協議の上、支援協賛店から脱退するものとする。

第11 自主返納者との紛議

支援協賛店は、支援内容は誠実に履行し、自主返納者との紛議の防止に努め、もし紛議が発生した場合は支援協賛店と自主返納者間で解決を図るものとする。

第12 本事業に関する広報

1 「支援協賛店一覧表」の配付

青森県警察は、免許窓口に「支援協賛店一覧表」を備付け、免許窓口において自主返納者やその家族に対して、本事業の趣旨について説明したうえで、「支援協賛店一覧表」を配付するものとする。

2 青森県警察ホームページの登載

青森県警察は、「支援協賛店一覧表」を青森県警察ホームページに登載し、広く本事業を 広報するものとする。

第13 本確認事項に定めがない事項

必要に応じて、支援協賛店と青森県警察が協議決定するものとする。

運転免許自主返納者支援協賛店参加申込書

平成 年 月 日

運転免許自主返納者支援事業への参加に関する確認事項に同意の上、「運転免許自主返納者支援協 賛店」参加を申し込みます。

企業所在地

企業名

代表者名

(EII)

店	舗 名								
支店等	□ 有(支店名	等は別添	様式第2詞	記載のと	:おり)	□ 無		
店割	甫住 所								
電話	括番号								
支 扱	爰内容								
条件			有					無	
		()
		()
		()
		□ 本人のみ							
対	象 者	口同	行者を	含む(人数無	制限	同行者	 ・ 人まで)	
		()
一覧表	写真掲載			希望す	る			希望しない	
作成時	ロゴ掲載			希望す	る			希望しない	
支 援	開始日		平成		年	月	В		
連 担	. 絡 当 者	役	職						
		氏	名						
		電話	番号						

支店•系列店一覧表

店舗名					
店舗住所					
電話番号					
連絡	役職 氏名				
担 当 者	□ 申込書の連絡担当者に同じ				
店舗名					
店舗住所					
電話番号					
連絡	役職 氏名				
担 当 者	□ 申込書の連絡担当者に同じ				
店舗名					
店舗住所					
電話番号					
連絡	役職 氏名				
担 当 者	□ 申込書の連絡担当者に同じ				
店舗名					
店舗住所					
電話番号					
· 連 絡 担 当 者	役職 氏名 田				

営業•配達地域一覧表

市町村名	営業•配達地域			
青森市	全域	一部地域		
平内町	全域	一部地域		
弘前市	全域	一部地域		
藤崎町	全域	一部地域		
西目屋村	全域	一部地域		
黒石市	全域	一部地域		
平川市	全域	一部地域		
田舎館村	全域	一部地域		
大鰐町	全域	一部地域		
五所川原市	全域	一部地域		
鶴田町	全域	一部地域		
中泊町	全域	一部地域		
板柳町	全域	一部地域		
つがる市	全域	一部地域		
鰺ヶ沢町	全域	一部地域		
深浦町	全域	一部地域		
外ヶ浜町	全域	一部地域		
今別町	全域	一部地域		
蓬田村	全域	一部地域		

市町村名	営業·配達地域			
八戸市	全域	一部地域		
階上町	全域	一部地域		
三戸町	全域	一部地域		
南部町	全域	一部地域		
田子町	全域	一部地域		
三沢市	全域	一部地域		
おいらせ町	全域	一部地域		
十和田市	全域	一部地域		
六戸町	全域	一部地域		
五戸町	全域	一部地域		
新郷村	全域	一部地域		
野辺地町	全域	一部地域		
横浜町	全域	一部地域		
六ヶ所村	全域	一部地域		
七戸町	全域	一部地域		
東北町	全域	一部地域		
むつ市	全域	一部地域		
東通村	全域	一部地域		
大間町	全域	一部地域		
風間浦村	全域	一部地域		
佐井村	全域	一部地域		

※営業地域・配達地域の市町村欄に、全域又は一部地域のどちらかへ〇を付けてください。

支援内容等変更申込書

平成 年 月 日

企業所在地

企業名

代表者名

※ 店舗名				
/IN /II IIII II				
支 店 等	口 支援店舗の追加	ı 🗆 🕏	を 援店舗の削減	
店舗住所				
電話番号				
支 援 内 容				
条件				
	□ 本人のみ			
対 象 者		 含む(人数無制限	 ・ 同行者	人まで
	()
変更日	平成	年月	B	
) h	役 職			
連 絡 担 当 者	氏 名			
J.:. — F	電話番号			